

校長	教頭	事務長	教務主任	生徒主任	保健主任	学年主任	担任

決裁後、本用紙は保健室保管とします。

保 護 者 様

兵庫県立猪名川高等学校長

感染症治癒報告書について（依頼）

標記の件、ご多用のところ申し訳ありませんが、医師により感染の恐れがないと認められましたら保護者の方がご記入ください。

感染症治癒報告書

兵庫県立猪名川高等学校

年 組 番
名 前

診断名

上記の診断名で、 年 月 日 から 月 日まで医師の指示により療養中でしたが、主要症状が消失し感染のおそれなくなりましたので登校させます。

（受診した医療機関名： ）

年 月 日

保護者名

インフルエンザによる出席停止期間

※新型コロナウイルス感染症の出席停止期間については医師の判断を求め
てください。

〈参考〉出席日数の数え方について

学校保健安全法は出席停止期間を次のように定めています

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を
経過するまで登校できません。

ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

発症した後5日

発症の取り扱い：「発熱」のみを発症とする。発熱以外の症状「関節の痛み」等は含まない。
発症日の取り扱い：医師の診断日にかかわらず、発症した日（発熱が始まった日）を基準とする。
日数の取り扱い：発症した翌日から起算。発症した日（発熱が始まった日）は含まない。

	0日目 (発症当日)	発症後、最低5日間は登校不可					6日目	7日目
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
〈例1〉 発症2日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 登校不可	登校可能	
〈例2〉 発症3日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
〈例3〉 発症4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目		
解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで登校不可								

解熱した後2日

日数の取り扱い：解熱した翌日から起算。解熱した日は含まない。